下水道使用料を7月1日から改定します

市では、下水道財政の健全化を図るため、18年第1回定例市議会の議決を経て、下水道使用料を7月1日（土）から上表の通り、改定することになりました。

【改定の主な理由】 皆さんから頂いている下水道使用料は、下水管の維持、汚水の処理にかかる経費、これまでの下水道建設のための借入金返済等に充てられていますが、現状ではそれらの経費の59・6パーセントを賄っているに過ぎません。従って、不足する分は市税等の一般会計からの繰り入れに頼らざるを得ない状況となっています。このため、一般会計で行う事業にも支障を来たしているのが現状です。

そのことにより、受益者負担の原則を重視し、近隣5市の汚水経費回収率平均値63・1パーセントを目指し、使用料改定率10パーセントをお願いするものです

【改定後の料金】 改定による新しい使用料体系は従来と同様、逓増使用料制をとり、汚水排出量が多くなるにしたがって高くなります。一般家庭の平均排出汚水量（1カ月20立方メートル使用）で計算すると、10立方メートルを超えないもの＝630円に、11～20立方メートル＝1190円（119円×10立方メートル）を加えて合計1820円となり、現行の1650円と比較して170円の引き上げとなります（実際にはこれに消費税・地方消費税の5パーセントが加算されます）

なお、新旧両方の使用料が適用される期間の使用料は、それぞれの日数に応じて日割計算で算出されます。（使用料は2カ月に1回徴収されます）。

市では、厳しい財政状況の中で、これからも効率的な事業の経営に努め、下水道財政の健全化を図っていきたいと考えています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします

詳しくは下水道課☎470・7758へ。

下水道使用料料金表（1カ月分・消費税別）

汚水種類	排出量	改定後	改定前
一般汚水	基本料（10㎥以下）	630円	560円
	11㎥～20㎥	1㎥につき 119円	1㎥につき 109円
	21㎥～50㎥	1㎥につき 156円	1㎥につき 143円
	51㎥～100㎥	1㎥につき 204円	1㎥につき 189円
	101㎥～200㎥	1㎥につき 235円	1㎥につき 220円
	201㎥～500㎥	1㎥につき 284円	1㎥につき 265円
	501㎥～1,000㎥	1㎥につき 318円	1㎥につき 300円
	1,001㎥～	1㎥につき 357円	1㎥につき 340円
浴場汚水	～10㎥	280円	270円
	10㎥～	1㎥につき 27円	1㎥につき 27円

生ごみ減量化処理機器購入に助成金を交付

市では、ごみ減量化対策の一環として、家庭から排出される生ごみや事業所から排出される生ごみの減量を促進するため、生ごみの自家処理を前提とした助成金制度を実施します。

【対象】（1）市内在住で、生ごみ減量化処理機器を購入し、市内に設置している方

（2）市内に事業所を有し、1日当たり5キログラム以上の処理能力を有する生ごみ処理機器を購入し、市内に設置する方

【助成金額】（1）処理能力が1日当たり5キログラム以下の場合、購入金額が、

①7000円まで＝購入金額の半額

②7000円を超えて1万2000円まで＝一律3500円

③1万2000円を超えて6万円まで＝購入金額の3分の1

④6万円を超えるもの＝一律2万円

（2）処理能力が1日当たり5キログラム以上の場合、購入金額の3分の1の額または30万円のいずれか低い方の額

※100円未満の端数は切り上げます。

申し込みは購入を証明する書類（領収書等）、印鑑、振込先金融機関（郵便局を除く）の通帳を持参して、直接ごみ対策課（八幡町2ノ10ノ10）へ申請してください。郵送での申し込みはできません。

詳しくは同課業務係☎473・2117へ。

「都市計画公園・緑地の整備方針」を策定しました

都と都内の市、区および2町が共同で策定に取り組んでいた「都市計画公園・緑地の整備方針」が完成し、公表されました。この中では、既に都市計画決定されている公園・緑地のうち優先的に着手する予定の「優先整備区域」や、部分的な建築制限緩和などが定められています。

同方針の全文は市都市計画課窓口（市役所5階）、市政情報コーナー（市役所2階）、都都市整備局のホームページでご覧になれます。

詳しくは都都市整備局公園緑地計画担当☎03・5388・3264または市同課街路公園係☎470・7762へ。

◆都都市整備局ホームページアドレス
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/

都営住宅入居者を募集

都営住宅の入居者を次の通り募集します。申込資格等詳細は募集案内をご覧ください。

【申込資格】（1）世帯向（家族）＝①都内に居住する成年者（20歳未満の既婚者含む）であること②同居親族がいること③世帯の所得が所得基準内であること④住宅に困っていること

（2）世帯向（単身者）＝①都内に3年以上居住している60歳以上またはその他の条件を満たす単身者であること②現に同居している親族がいないこと③所得が定められた基準内であること④住宅に困っていること

（3）若年ファミリー向＝世帯向（家族）の申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が40歳未満であること②世帯構成が夫婦のみの世帯または夫婦および子の世帯であること

（4）定期使用住宅若年ファミリー向＝通常の若年ファミリー向と同じ

（5）定期使用住宅多子世帯向＝世帯向（家族）の申し込み資格に加え、①申込者本人を含め、同居親族全員が45歳未満であること②世帯構成が夫婦および子の世帯であること③世帯に18歳未満の子が3人以上（うち最低1人は中学生以上）おり、全員が都営住宅に入居できること

※（4）・（5）の定期使用住宅とは、10年に限り入居できる住宅です。

【募集案内の配布期間・配布場所】 土曜・日曜日を除く5月8日（月）～17日（水）に地域政策課（市役所5階）および上の原・ひばりが丘・滝山の各出張所（15日～17日は上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所）、東京都住宅供給公社募集センター、同公社の各窓口センター、都庁、都内区市役所または町村役場で配布。なお都庁第一本庁舎1階（東京都観光情報センター）・同公社募集センターでは5月13日（土）・14日（日）の午前9時半～午後5時も配布。また、期間中は同公社ホームページからも入手できます

【申込受付期間】 5月22日（月）までに渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます

詳しくは市地域政策課☎470・7764または同公社募集センター☎0570・0108・10（5月8日～17日、そのほかの期間は☎03・3498・8894。いずれも土曜・日曜日、祝日を除く）へ。

◆東京都住宅供給公社ホームページアドレス
http://www.to-kousya.or.jp/

募集

市職員（保健師）

18年7月1日以降に採用する職員を募集します

【募集職種・募集人員・受験資格等】 左表の通り

【募集要項の配布】 5月1日（月）～18日（木）（土曜・日曜日、祝日は除く）の午前8時半～午後5時、職員課（市役所4階）で。17日（木）までは市ホームページの電子申請で取り寄せることもできます

【願書受け付け】 5月17日（水）・18日（木）の午前9時～午後5時に本人が同課へ持参してください

【試験日】 5月28日（日）

詳しくは同課人事給与係☎470・7716へ。

市職員（保健師）募集職種等

募集職種	募集人員	受験資格等
保健師	若干名	昭和41年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方

市立保育園臨時看護士の登録者

市立保育園で勤務する臨時看護士の登録者を募集します。

【応募資格】 看護士の資格を有する方

【勤務】 月曜～土曜日の午前8時半～午後5時（勤務時間は要相談）

【賃金】 1時間1100円（交通費別途支給）

申し込みは市販の履歴書（写真添付）に必要事項を記入の上、保育課（市役所1階）へ直接本人が持参してください。なお、登録制のため履歴書は同課でお預かりします。

レセプト点検嘱託員

国民健康保険に係る診療報酬明細書（レセプト）の内容点検、過誤点検、配列や整理業務を行うレセプト点検嘱託員を募集します。

【応募資格】 レセプト点検事務経験があり、医療事務課程の講習等を修了した20歳～60歳未満の方

【募集人数】 1人

【勤務時間】 午前8時半～午後5時15分。月16日勤務

【雇用期間】 6月1日～19年3月31日

申し込みは5月10日（水）までに、履歴書（写真添付）と申し込み理由を400字程度にまとめ、保険年金課（市役所1階）へ直接持参を。

※書類選考、面接の上、決定します。

詳しくは同課国民健康保険係☎470・7733へ。

詳しくは同課保育係☎470・7745へ。